

委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委 託 業 務 名 建設企業の情報発信支援業務
- (2) 委託業務の内容 建設企業の情報発信支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第 2 条 乙は、前条第 2 号の仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

- 2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第 3 条 履行期間は、 から令和 8 年 3 月 2 5 日までとする。

（業務委託料）

第 4 条 業務委託料は、金 , , 円とする（うち消費税及び地方消費税の額金 , 円）。

- 2 前項の「うち消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、業務委託料に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 5 条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第 6 条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第 7 条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第 8 条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式による業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(7) 乙から契約解除の申し出があったとき。

(8) 乙が地方自治法施行令第167条の4第2号各号の一に掲げる者に該当することとなったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する業務委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(著作権の譲渡等)

第18条 乙は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果品が著作物に該当するとしにかかわらず、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲又は甲の指定する者が、当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲又は甲の指定する者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作権に該当するとしにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用、複製又は翻案をし、また、第15条1項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 6 甲は、成果品について、著作権法第47条の2の規定に基づき複製し、又は翻案するこ

とができるものとする。

7 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害していないことを保証しなければならない。

8 乙は、成果品に関して第三者との間で紛争が生じた場合は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(情報セキュリティ要件)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別紙「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙両者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙